工実績を有していること。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

ａ）掘削又は切土の土量が100,000㎥以上の施工実績を有すること。

⑺　建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）、地域ＪＶ、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興ＪＶ」という。）及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、地域ＪＶ、復興ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。

⑻　同一の企業が、単体、経常ＪＶ又は地域ＪＶのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めない。

⑼　次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

また、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

ａ）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ｂ）平成23年度以降に、元請として完成した上記⑹ａ）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ、復興ＪＶ及び異工種ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。また、特定ＪＶ、地域ＪＶ、復興ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工経験として認める。）。なお、地域ＪＶ及び経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑹に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

元請として完成した上記⑹ａ）に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

ｃ）前項ｂ）で求める施工経験にあっては、求める施工経験の施工期間（準備・後片付け・全部中止期間等を除く）の１／２以上、又は、求める施工経験の施工期間（準備・後片付け・全部中止期間等を除く）の365日以上、に従事していればよい。なお、求める施工経験を超える工事に従事している場合においても、求める施工経験の施工期間（準備・後片付け・全部中止期間等を除く）の１／２以上、又は、求める施工経験の施工期間（準備・後片付け・全部中止期間等を除く）の365日以上、に従事していればよいが、求める施工経験に満たない工事に従事したものは、従事期間がいかなる場合も施工経験として認めない。

ｄ）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ｅ）本工事は、工事契約後、配置予定の主任技術者又は監理技術者を専任指導者として配置することができる試行工事であり、専任指導者として配置する場合は、工事契約後10日以内（土日祝日を除く）に監督員に申し出なければならない。また、専任指導者として配置することにより、新たに配置することになる主任（監理）技術者は次の①または②の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ、復興ＪＶ及び異工種ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、地域ＪＶ、復興ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工経験として認める。）。

①　前記ｂ）の要件を満たす者。

②　令和３年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること（配置予定の主任（監理）技術者の代要件）。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の１／２以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点が65点未満のものを除く。

ｆ）本工事は、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者の配置は認めない。

⑽　地域ＪＶにあっては、全ての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとするが、上記⑹ａ）の施工経験は専任で配置する技術者が有すること。

⑾　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑿　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒂　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記５⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ、復興ＪＶ及び異工種ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものを対象とする。）。

⒃　提出された技術提案が適正であること。

⒄　入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５⑵４）に指定する方法で交付を受けた者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

(a)　品質確保の実効性

(b)　施工体制確保の確実性

２）技術提案

(a)　大規模土工の計画的で確実な施工管理に関する工夫

(b)　施工時の労働環境に関する工夫

３）企業の技術力

Ａ．企業の施工能力

(a)　ワーク・ライフ・バランス等推進企業

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格